

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 紹介資料

2010/03/29 消費者庁意見交換会配布
生活クラブ連合会

1. 生活クラブ連合会の組織・事業の概要

設立：1990年3月12日

名称：生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

会員：29単協（19都道府県）・1連合会 組合員数：315,600人（2010年2月末）

生活クラブ生協(東京)
23区南生活クラブ生協
北東京生活クラブ生協
多摩きた生活クラブ生協
多摩南生活クラブ生協
生活クラブ生協(神奈川)
横浜北生活クラブ生協
横浜みなみ生活クラブ生協
かわさき生活クラブ生協
湘南生活クラブ生協
さがみ生活クラブ生協
福祉クラブ生協（神奈川県）
生活クラブ生協(埼玉)
生活クラブ生協(千葉)
生活クラブ生協(長野)
生活クラブ生協(北海道)
生活クラブ生協(茨城)
生活クラブ生協(山梨)
生活クラブ生協(岩手)
生活クラブ生協(静岡)
生活クラブ生協(愛知)
生活クラブ生協(栃木)
生活クラブ生協(青森)
生活クラブやまがた生協
生活クラブ生協(群馬)
生活クラブふくしま生協
生活クラブ生協大阪
生協生活クラブ京都エル・コープ
生活クラブ生協(奈良)
生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会（生活クラブ共済連）

職員数：連合会104人（会員単協と関連会社を含むグループ全体で約1,300人）

【会長】加藤好一 【専務理事】福岡良行 【常務理事】渡部孝之、麻生純二

所在地 〒160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20 Welship 東新宿5F

TEL: 03-5285-1771 FAX: 03-5285-1837 URL <http://www.seikatsuclub.coop/>

会員単協合計共同購入利用実績（2008年度）

総利用金額：872億円 組合員出資金合計：303億円

* 共済事業は、2010/04/01をもって生活クラブ共済連に事業譲渡。

2. 沿革

- 1965 ・「生活クラブ」結成。牛乳の共同購入始める
- 1968 ・「生活クラブ生協」創立（東京）。「班別予約共同購入」開始
- 1972 ・生活クラブ独自規格の消費材第1号みそ開発
- 1981 ・「協同組合石けん運動連絡会」発足
- 1982 ・ワーカーズ・コレクティブ「にんじん」設立
- 1983 ・韓国信用協同組合中央会と「協同組合間提携の推進についての覚書き」を交換
- 1986 ・生活クラブ共済制度（エコロ共済）発足
- 1989 ・もう一つのノーベル賞「ライトライブリフッド・アワード（RLA）」名誉賞受賞
- 1990 ・生活クラブ事業連合生活協同組合連合会設立
- 1993 ・びんを再使用するグリーンシステム開始
- 1997 ・遺伝子組み換え作物・食品の不使用原則を確認
 - ・自主管理・監査制度を開始
- 1999 ・韓国の女性民友会、台湾の主婦連盟と三者姉妹提携を調印
- 2000 ・イアン・マクファーソン博士を招きレイドロウ報告20周年国際シンポジウム開催
- 2001 ・ICA（国際協同組合同盟）総会に代表を派遣
 - ・マリア・ミース博士を招き GMO と BSE の解決に向けてストップ！GMO 集会
- 2002 ・「遺伝子組み換えイネ いらぬ・食べぬ・作らぬ運動」の共同アピール
- 2003 ・「容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク」による活動
- 2004 ・「生活クラブ GM 食品問題協議会」の発足
- 2005 ・「生活クラブふくしま」加入
 - ・「GM 自生ナタネ監視活動」を実施
- 2006 ・「米育ち豚」の取組み始まる
 - ・「めざせ！エコライフの達人」グリーンシステムキャンペーン実施
 - ・グリーンピース・ジャパンの「トゥルーフード特別賞」を受賞
- 2007 ・新物流（飯能デリバリーセンター）、電算システムが本格稼働
 - ・拡大力強化キャンペーン始まる
 - ・Rびんの活動（びん再使用ネットワーク）が環境大臣賞を受賞
- 2008 ・提携先榊平田牧場で全頭に飼料用米の給餌開始（飼料全体の5%）
 - ・生産への労働参画プロジェクト「夢都里路くらぶ運営委員会」発足
 - ・国産採卵鶏振興協議会による国産鶏を守る緊急集会を開催
 - ・フードマイレージ・プロジェクト（大地を守る会、パルシステム連合会、グリーンコープ連合）に参加

3. 生活クラブ連合憲章

生活クラブの創立は、自立・自助を求める女性たちによってなされました。「自ら考え、自ら行動する」という半世紀近い挑戦は、20世紀型産業システムに対する異議申し立てでもありました。そして、「おおぜいの私」はいま、生活者の視点をもって日々、経済的・社会的発言力を高めつつあり、地域社会では、「生き方を変えよう」と呼びかけを強めてきました。これらの個に根ざした能動的営みは、経済と地域の民主主義を“つくり・変える”契機となり、人びとが「多様性を自主性で統一」して群れ集う、協同する地域社会づくりへの萌芽を示しています。

20世紀型産業システムへの対案として、生活クラブ生活協同組合連合会は、情報公開と参加を積極的に進め、組合員主権・単協主権に基づいて連合することによって、「協同組合の価値と原則」に則り、競争原理に対して協同の理念を対置し、協同組合の事業と運動が「未来を预示する社会モデル」（「食の自給力向上」、「持続可能な循環型社会づくり」など）となるよう、以下のテーマについて模索し、実践します。

一、生活クラブ生活協同組合連合会は、会員主権（組合員主権）に基づく購買力をまとめあげ、経済的・社会的な発言力として発揮します。

一、生活クラブ生活協同組合連合会は、人間の生活文化に根ざした諸価値を安全性・経済性・社会性・文化性・協同性におき、その向上・改善を図ります。

一、生活クラブ生活協同組合連合会は、人びとが、能動的で豊かな生存・生活を獲得するために、平和と環境諸条件の保全および改革をめざし、地域協同社会の民主的で、自立的な発展に寄与します。

（1989年創立総会決定、2005年第16回通常総会改訂）

4. 「安全・健康・環境」生活クラブ 10 原則

序文

私たち、生活クラブ生協と提携生産者は、次のような信念を共有し公にします。消費は生命が生まれ死ぬまでの過程そのものであり、消費のあり方が、今と次世代の生命・環境のあり様を規定します。即ち、私たちは生命と環境に対して責任を負っており、生産から廃棄に至る全ての過程で責任を持つべきであり、私たちの消費活動が将来世代の生存可能性を侵害してはならないと信じます。したがって私たちの生産－消費活動の根源的課題は、生命の論理に立ち「安全・健康・環境」をあらゆる事に優先にして行うことです。私たちは、自主管理－監査制度の下に、継続的に一貫して、かつ目に見える形で、この原則の追求を行います。

■第一原則・消費材の安全性の追求

私たちは、消費材の生産から廃棄までのすべての過程において、健康を脅かす不安を限りなく排除し根絶します。消費材が健康や環境に与える影響について情報提供し、健康を増進する、環境を保全する消費のあり方に努めます。

■第二原則・食の自給力を高める

私たちは、飼料や原料の国産割合を高め、生命の産業である農業、漁業、畜産など第一次産業を復権させ、地域及び国内の自給力の向上をはかることで、食の自立、健康の増進、地域環境の保全に全力を尽くします。

■第三原則・有害物質の削減

私たちは、人を含む生物への健康不安、もしくは大気・水・大地への環境破壊をもたらすような有害物質の使用または放出を削減し、根絶に向けて継続的に前進します。

■第四原則・自然資源の持続可能な使用

私たちは、水・土壌・森林といった再生可能な自然資源を持続的な形で使用します。再生不可能な自然資源については、効率的な使用および細心の配慮をもって節減をはかります。

■第五原則・ごみの削減とリユース

私たちは、省資源・リユース・リサイクルを通じて、ごみの排出抑制を行い、限りなくごみゼロを目指します。廃棄物の処分にあたっては、安全かつ信頼できる方法で取扱い、処分します。

■第六原則・エネルギーの削減

私たちは、使用エネルギーを節減し、消費材の生産・流通のエネルギー効率を改善します。ま

た生活スタイルの見直しや、安全で持続可能なエネルギー資源を使用すべく努力をほらいます。

■第七原則・リスクの低減

私たちは、緊急時対応を準備することにより、私たちの生命と暮らし、事業を展開している地域社会の安全・健康・環境リスクを最小限にするよう努力します。

■第八原則・情報の開示

私たちは、消費材や事業内容に関する事柄について、安全・健康・環境に影響を及ぼす情報に関しては、たとえ不利益となると思われる情報であっても、私たちの相互間および地域社会の人々に積極的に開示します。

■第九原則・自主管理と監査

私たちは、法定基準または法律に定めない事項についても、安全・健康・環境のより高い水準の基準や行動規範および目標を定め、自主管理します。またあらゆる事業内容を自主監査し、管理と監査の相互に関連する制度の下に、持続的で一貫した活動を展開します。

■第十原則・おおぜいの参加

私たちは、理事会及び役員が報告を受け、自主管理方針について全面的に責任を負うことが確実に行われる手続きを維持することはもちろん、積極的な情報の開示の下、おおぜいの構成員が主体的に自主管理・監査に参加する制度を保障します。

付則

この原則は、生活クラブグループの各団体及び提携生産者が、成果を評価しうる基準を伴った行動規範を確立するもので、各団体は原則を批准し、署名します。署名した団体は、自主的に生活クラブ諸基準と連動した基準を制定し、原則に則り事業活動を展開します。

(1997年6月24日より施行)

以上
生活クラブ連合会資料



食品表示制度の 抜本改正を！

生活クラブ連合会
2010年3月29日



なぜ信頼できる表示が必要か

- 消費者が判断・選択し、わかって(納得して)食べる
 - 安全・安心、自給力のことを考えると、できるだけ国産のものを食べたい...
 - 遺伝子組み換え(GM)のものは、できるだけ食べたくない...

生活クラブ:「素性の確かなものを適正な価格で」



「共同会議報告書」の課題

- 原料原産地表示の見直し
 - 対象品目を拡大する方向性について具体化できず先送り
- 表示方法を確定しきれず
 - 産地切り替え可能性の列挙方式
 - 「外国産」「輸入」の大きくり方式

表示の対象外の加工食品は？

<u>冷凍食品(調理)</u>	食肉製品 (ソーセージ)	魚肉練製品 (かまぼこ)	乳製品(乳酸菌飲料)
清涼飲料水 (ジュース)	菓子	佃煮	惣菜
弁当	調理パン	砂糖	小麦粉類
マーガリン類	みそ	マヨネーズ	などなど...



国を超える東京都の動き

- 東京都消費生活条例にもとづく
- 都内で販売される国内製造の「調理冷凍食品」の原料原産地表示
 - 実質、全国基準に
 - 日本冷凍食品協会（業界団体）も、準じるガイドライン導入



生活クラブの表示方針は？

- 「JAS法で定められた品目を超えて、1次産品原料原産地を可能な限り表示」
- 「その際、原料原産地証明を入手」
 - 消費材開発マニュアル(08年7月)
- 「消費材の原料原産地 包材表示指針」
 - 0910連合理事会で決定
 - 都条例の範囲と深度を越えよう！
 - 2010年4月～適用、先行OK

生活クラブの表示の実態は？

	品目数	構成比		備考
既にOK	871	78%	98%	
対応可能	220	20%		
対応困難	23	2%	2%	海外産地多数、面積など
対象外	151			
調査中	166			概ねOKの見通し

遺伝子組み換え食品の 表示制度

	義務表示	任意表示
定義	加工後もDNAまたは由来タンパク質が残っている食品で、GM作物由来成分が重量比5%以上かつ上位3位までに限る。	加工後もDNAまたは由来タンパク質が残っていない食品。加工後にそれが残っていても、GM作物由来成分が重量比5%未満または上位4位以下。
主な品目	豆腐、納豆、味噌、コーンスナック菓子、ポテトスナック菓子等32品目のみ	醤油、食用油、様々な加工副原料（糖類、タンパク質類、油脂類等）
GMの表示方法	「遺伝子組み換え」または「遺伝子組み換え不分別」	表示無し
非GMの表示方法	表示無し	「遺伝子組み換えでない」

義務と任意では 「無記載」の意味が逆に！

- ほとんどが無記載
 - 暗記しなければ消費者は判断できない
 - そうとは知らずに食べている
 - 大文字は義務表示、小文字は任意表示

	遺伝子 組換え	遺伝子 組換え 不分別	遺伝子 組換え でない	無記載
豆腐 (義務表示)	GM	GM	NON-GM	NON-GM
醤油・油 (任意表示)	GM	GM	NON-GM	GM



欠陥法の改正が課題

- 全食品表示ができない理由？
 - トレーサビリティの制度が無いため
- 表示制度導入（01年）以来の懸案
 - 表示されれば「買いたくない」人が多数逆に言えば...
- 加工食品のトレーサビリティ義務化で...
 - GM義務表示は可能

全表示制度は実現できる

	日本	EU	生活クラブ
対象	7作物 32品目	全食品 飼料	全食品 飼料 畜産物
表示方法	義務・任意	義務のみ	対策
根拠	科学的検出	トレーサビリティ	トレーサビリティ



国会請願署名運動の取組み

○ 要求項目

- ①加工食品のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- ②全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- ③クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

- 多くの市民団体とともに計32万筆
- 地方自治体からの国への意見書も約100件
- 衆参両院へ3月26日提出